

「新金沢市男女共同参画推進行動計画」改定（案）概要

「新金沢市男女共同参画推進行動計画」改定の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

金沢市では、平成13(2001)年12月に「金沢市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現を目指しています。

この条例に基づき、平成15(2003)年3月に「金沢市男女共同参画推進行動計画」(平成15年度～平成24年度)を策定し、平成20(2008)年4月には社会情勢の変化や国の第2次男女共同参画基本計画の考え方を反映し、「金沢市男女共同参画推進行動計画」の改定(平成20年度～平成24年度)を行い、平成25(2013)年3月には、「新金沢市男女共同参画推進行動計画」(平成25年度～平成34年度)を策定し、男女共同参画の施策を推進してきたところです。

平成25年12月市議会において「金沢市男女共同参画都市宣言」を決議し、本市としての取り組み姿勢を明らかにし、男女共同参画の実現に向けて、市民意識の一層の高揚と気運の醸成を図ってきました。

さらに、平成19年(2007)の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)の第2次改正に伴い、平成22(2010)年3月に「金沢市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」(以下「金沢市DV防止基本計画」という。)(平成22年度～平成26年度)を策定するとともに、同年4月には女性相談支援室(配偶者暴力相談支援センター機能を有する)を設置し、配偶者等からの暴力(以下「DV」という。)の早期発見、相談支援及び防止啓発に積極的に取り組んでいるところです。

しかしながら、社会の固定的な性別役割分担意識は未だ根強く、方針立案・決定過程への女性の参画は計画の目標を達成できていない状況です。また、男性の長時間労働や仕事中心のライフスタイルからの転換も進んでいないことから、仕事と家事・育児・介護等の両立は、男女を問わず依然として難しい現状にあります。

このような社会情勢のなか、国においては、平成27年8月、豊かで活力ある社会を実現することを目的として、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての市町村推進計画を定めるよう努めることとされました。さらに、同年12月には、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍を柱に据えた「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。また、同計画では、地域の実情・特性を踏まえた主体的な取り組みが全国各地で展開されるよう、地域における推進体制の強化していくことが示されました。

本市は、このような状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な課題に対応し、効果的な施策を展開していくため、後期に向けた中間見直しを1年前倒し「新金沢市男女共同参画推進行動計画」を改定し、より一層の施策の推進を図ることとします。

2 計画の期間

平成29(2017)年度から平成34(2022)年度までとします。

3 計画の基本理念

金沢市男女共同参画推進条例第3条の基本理念に基づき、男女が自立した人間として社会のあらゆる分野で生き生きと輝くことのできる社会の形成を総合的かつ計画的に推進します。

- (1) 男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- (2) 男女が固定的な役割を強制されることなく、多様な生き方を選択できる社会
- (3) 男女が社会の構成員として、市の政策又は方針の立案及び決定に平等に参加する機会が確保される社会
- (4) 男女が社会的・文化的な性別(ジェンダー)をこえて、家庭生活及びその他の社会生活において責任を共に担う社会
- (5) 男女が互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- (6) 男女が国際社会における男女共同参画の取り組みと協調し、連携を深め合う社会

4 金沢市がめざす男女共同参画社会

「男女が共に、家庭や地域、職場等に支えられながら、多様な生き方や働き方を実現できる、豊かで活力あふれる社会」

市、市民、事業者が自らの意思と相互の協力に基づき、協働して取り組み、誰もが、自分の意思で生き方、働き方を選択し、自信と誇りをもって、いきいきと活躍できる豊かで活力あふれる社会をめざします。

5 計画の基本的視点

金沢市男女共同参画推進条例にのっとり施策を推進していくに当たり、次のことを基本的視点とします。

基本的視点は、具体的施策を策定する際の判断基準であるとともに、施策を実行する際に重視する点となります。

基本的視点は、施策全体にかかるものであり、基本目標、課題、施策の方向等の流れを縦糸とすれば、施策全体を貫く横糸となるものです。

(1) 男女の人権の尊重

男女が性別による差別的な扱いを受けず、一人ひとりの人権が尊重されること。

(2) あらゆる分野での男女のパートナーシップの実現

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担を前提とする社会のシステム慣行を見直し、あらゆる分野で男女が自立した対等なパートナーとして力を合わせていくこと。

(3) 女性が力をもった存在になること(エンパワーメント)の促進

女性が自らの意識や能力を向上させ自己決定の力を身につけ、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

(4) あらゆる分野における女性の活躍推進と働き方改革

女性活躍推進法の着実な施行とともに、さらに踏み込んだ積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を実行すること。

7 計画の推進

- ① 計画には、各課題の解決のため施策の方向性を示し、施策とその具体的な取り組みについて掲載しています。
- ② 具体的な施策の取り組みについては、「拡充」「継続」「新規」と方向を記載しています。(意味は以下のとおり)

方向性	意味
拡充	現行の制度・事業を継続して、量的あるいは質的に向上させるものまたは量的にも質的にも向上させるもの
継続	現行の制度・事業を継続して、必要に応じて改善を行うもの
新規	新たに設置、実施するもの

6 基本目標及び重点課題

(1) 基本目標

男女共同参画社会の実現に向け、6つの「基本目標」、20項目の「課題」を掲げ、これに基づく施策を総合的に展開します。

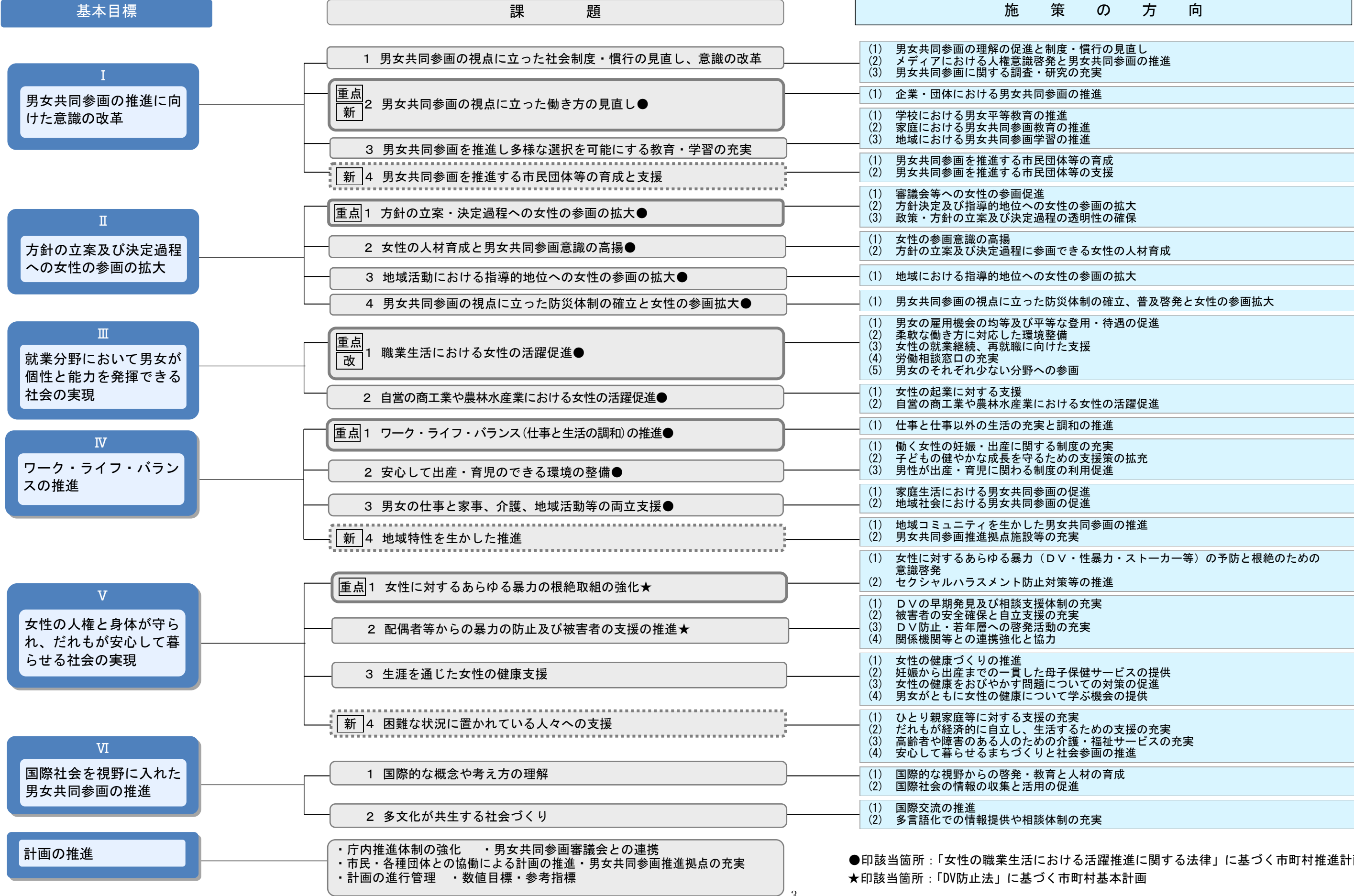
- 基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた意識の改革
- 基本目標Ⅱ 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大
- 基本目標Ⅲ 就業分野において男女が個性と能力を発揮できる社会の実現
- 基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進
- 基本目標Ⅴ 女性の人権と身体が守られ、だれもが安心して暮らせる社会の実現
- 基本目標Ⅵ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

(2) 重点課題

本計画では、特に早急に取り組む必要のある下記の5つの課題について重点的に施策を展開します。

- ① 男女共同参画の視点に立った働き方の見直し(基本目標Ⅰ課題Ⅱ)
- ② 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大(基本目標Ⅱ課題Ⅰ)
- ③ 職業生活における女性の活躍促進(基本目標Ⅲ課題Ⅰ)
- ④ ワーク・ライフ・バランスの推進(基本目標Ⅳ課題Ⅰ)
- ⑤ 女性に対するあらゆる暴力の根絶取組の強化(基本目標Ⅴ課題Ⅰ)

施策体系



●印該当箇所：「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」に基づく市町村推進計画
★印該当箇所：「DV防止法」に基づく市町村基本計画